**給与支払明細書等の電子交付に関する承諾書**

税制改正により、令和5年4月以後に下記の適用が開始されました。

給与明細書等を電磁的方法により従業員に提供するためには、従業員の承諾手続きが必要です。これに関して、会社から従業員に対し、「期限までにその承諾をしない旨の回答がないときは、承諾があったものとみなす」旨を予め通知し、実際に期限までに回答がなかったときには、承諾を得たものとしてみなすことができるようになりました。

人事部　御中

私は、下記の【電子交付に関する概要】を確認し、給与支払明細書等の電子交付について承諾いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 承諾日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 部署名 |  |
| 氏　名 |  |

【電子交付に関する概要】

|  |  |
| --- | --- |
| 電子交付対象書類 | 給与支払明細書賞与支払明細書給与所得の源泉徴収票 |
| 文書の形式 | 暗号化されたPDFファイル形式 |
| 交付方法 | 電子メールの添付ファイル形式にて交付します |
| 交付先 | 各社員に会社が付与したメールアドレス宛に交付します |
| 交付予定日 | 給与支払明細書賞与支払明細書給与所得の源泉徴収票 | ：　給与支給日：　賞与支給日：　毎年1月31日まで |
| 交付開始日 | 本承諾書提出後に最初に訪れる交付予定日より開始します。ただし、本承諾書の提出が当月10日を超えた場合には、翌月の交付予定日から開始します。 |
| 書面による交付について | 当該書類について書面による交付を希望する場合は、人事部へ依頼して下さい。 |
| 承諾の可否について注意事項 | ●年●月●日までに承諾の可否について回答がない時は、承諾があったものとみなします。 |